

前橋市監査委員公表第 4 号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 8 年 5 月 1 1 日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	澤	口	俊
同	小曾根	英	明
同	高	橋	照

建設部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和8年1月16日～同年3月13日

措置通知書提出日 令和8年4月9日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
【監査対象所属：道路管理課】 1 自転車等駐車場の利用案内看板の記載内容について（要望事項） 前橋大島駅北口無料自転車等駐車場及び前橋大島駅南口無料自転車等駐車場に設置してある利用案内看板において、利用者に対して当該自転車等に住所、氏名を明記するよう記載されている。 住所、氏名を明記することは、自転車等の放置の防止に関する条例に規定されているものであるが、個人情報が多数の人にさらされることになり、不当な行為を助長、誘発する可能性がある。 このことを踏まえ、また、実態に則して、利用案内看板の記載内容について検討されたい。 【監査対象所属：公園緑地課】 1 財産管理事務について（指摘事項） 「あかぎの輝き」の商標権において、平成23年3月4日の商標登録から更新登録の申請を行わないまま存続期間（10年）が満了となり、その権利が消滅してしまった。 その後、令和7年8月13日に、改めて商標登録の出願を行っているが、権利の消滅期間が生じたことから、存続期間が満了する前に更新登録の申請を行うよう改善されたい。 また、当該商標権については、公有財産台帳を備えているが、権利の消滅について、公有財産異動通知書を資産経営課長に通知していなかった。 財務規則第202条第2項において、主務課長は、公有財産台帳の副本を備え、異動の都度これに登載して、その状況を把握するとともに、公有財産異動通知書を作成し資産経営課長に通知しなければならないと規定していることから、同項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。	防犯登録制度により自転車に住所、氏名を明記する必要性が低下したことに加え、個人情報が多数の人に触れることにより不当な行為の助長や誘発につながるおそれがあることから、利用案内看板の注意事項の「住所・氏名を明記し」の文字部分を削除する改修を行った。 また、住所、氏名の明記を規定している自転車等放置の防止に関する条例第4条第2項の改正議案を提出することとした。 商標権の更新登録の失念により権利消滅期間が生じないように、歳出予算内示書に新たに「あかぎの輝き商標登録更新年度」の事項を更新時期に関わらず常時記載するとともに、年度当初における係の業務確認の場において、権利期間等の情報を係員全体で共有を図るよう改善した。 また、権利の消滅について、令和8年3月24日付けで、資産経営課長に対して公有財産異動通知書を通知した。

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
【監査対象所属：公園管理事務所】 1 契約事務について（指摘事項） 敷島公園ばら園駐車場警備業務（春・平日）において、仕様書で勤務時間を6時間としているが、来園者の状況により勤務時間の延長を指示することがあるとしている。延長した場合、労働基準法第34条で規定する休憩時間が必要になるが、勤務終了後に受託者から提出される日報に、休憩時間に係る記載がないことから、警備員がいつ休憩時間を取得し、その間誰が勤務していたのかを把握していなかった。 また、天候やバラの開花状況等により、前日までに勤務時間の延長を指示しているとのことであるが、前日の指示では、受託者において、休憩中の代替勤務者の配置が難しいと考えられるなど、仕様書の内容は、休憩時間の取得を考慮しているとは言い難いものであった。 これらのことを踏まえ、日報について、休憩時間に係る状況を把握できるよう内容を見直すとともに、仕様書についても、休憩時間の取得を考慮した内容となるよう改善されたい。 2 債権管理事務について（指摘事項） (1) 減免について 敷島公園ボートの使用料において、減免の定めがないにもかかわらず減免していた。 公園条例及び同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。 (2) 督促状について 電気料の実費徴収金において、履行期限までに納入しない者に対し、電話での催告は行っていたものの、履行期限後20日以内に督促状を発していないものがあった。 債権の管理に関する条例第6条、同条例施行規則第3条にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。	業務時間が9時から15時のところ、15時台に混雑が集中していた実態を踏まえ、業務時間を9時30分から15時30分へ見直し、延長が不要となる運用とした。さらに、仕様書の延長規定を削除するとともに、契約方式を単価契約から総価契約へ変更し、業務時間が6時間を超過しない体制とした。 業務受託者に対し指導したほか、令和8年度の業務仕様書にも、前橋市公園条例及び同条例施行規則において減免の定めがなく、減免をすることはできない旨を記載した。 実費徴収金の納入状況を管理する者を係長ほか正副2名の担当者を配置し、納期限や督促状の発出状況に係るチェックを行うよう体制を強化するほか、実費徴収金等の納入状況の確認を行う担当者を事務分担表に明記した。

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
3 現金取扱事務について（指摘事項） 敷島公園ボート場管理運営業務において、敷島公園ボート利用券発行取扱規則第3条では、出納員はボート利用券受払簿により利用券を受託者に交付するとしているが、受払簿によらず交付しているものがあった。また、市が受託者に提示したマニュアルでは、回収したボート利用券は利用者の確認等のため1年程度保管することとしているが、保管されていなかった。 敷島公園ボート利用券発行取扱規則等にとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。 4 ボート利用に係る売上金の納入について（要望事項） 敷島公園のボート利用に係る売上金額において、受託者は、1日ごとに集計しばら園管理事務所に納入しているが、その際、売上金額と照合するものとして集計結果が記載された敷島公園ボート使用料内訳を使用しており、回収した利用券自体は提出していなかった。実際に使用された利用券の枚数は、利用券の残枚数から逆算して算出することは可能であるが、回収した利用券を添えて提出することで売上金額の照合の正確性が向上するものと考ええる。 これらのことを踏まえ、ボートの利用から入金までの事務について、より適切な内容となるよう検討されたい。 5 温室の在り方について（要望事項） 敷島公園ばら園の温室において、老朽化が進み雨漏りや設備機器の故障が生じていることに加えて、大温室では夏季の室温が45度を超える日もあるとのことであった。また、小温室は物置として利用されており、温室として適切に利用されていない状況であった。 これらのことを踏まえ、老朽化した温室の今後の在り方について検討されたい。	出納員がボート利用券を交付する際に受託者の面前で受払簿に記載することとした。また、回収したボート利用券については、敷島公園ばら園管理事務所においてボート売上金額を受け取る際に、売上金額と照合するものとして同時に受託者から回収することとし、回収したボート利用券は公園管理事務所にて1年間保管する取扱いとした。なお、本手続は令和8年度の業務仕様書に明記した。 敷島公園ばら園管理事務所においてボート売上金額を受け取る際に、売上金額と照合するものとして、利用券を同時に受託者から回収することとした。なお、本手続は令和8年度の業務仕様書に明記した。 ばら園の利便性や魅力の向上につながる施設整備において、温室の健全度調査の結果を踏まえつつ、温室に拘らず検討を進め、早期の計画立案を行う。